

令和3年8月17日（火）

（第1回岡山県消費生活懇談会）

<資料3>

参考資料

- ・ 「県内の消費生活相談体制の状況」 1
- ・ 「全国の高等学校等における『社会への扉』等を活用した授業の実施
（令和2年度）末時点」 2
- ・ 「令和3年度 教員向け消費者教育講座」 3
- ・ お知らせ「大学生が作成した消費者教育動画を配信します」 4
- ・ 地域における見守りネットワークの構築について 6
- ・ 見守り力アップ講座チラシ 7
- ・ 特殊詐欺・悪質商法被害防止に向けた広報・啓発 9
- ・ 令和3年度 消費者被害防止広報啓発事業について 10
- ・ 消費者ホットライン188（いやや）啓発チラシ 11
- ・ 令和3年度 多重債務無料法律相談会のお知らせ 13
- ・ 令和3年度 食品表示講習会チラシ 14
- ・ 岡山県外国人相談センター、3者通話（トリフォン）を利用した多言語
での相談対応 16
- ・ 令和3年度 消費者支援功労者表彰について 19

県内の消費生活相談体制の状況(R3.4.1現在)

1 県消費生活センターの状況

区 分	設置年月	相談員数 (人)	PIO-NET配備
県消費生活センター	S45. 4	15	○
(津山分室)	S49. 1	2	○
計		17人	

2 市町村の状況

(1) 消費生活に関する相談窓口 …… ※全市町村に設置

(2) 消費生活センター設置・消費生活相談員配置・PIO-NET配備の状況

区分	市町村名	センター設置年月	相談員配置	PIO-NET配備	
消費生活センター設置	岡 山 市	H9. 4	○	○	
	倉 敷 市	H13. 4	○	○	
	津 山 市	H18. 4	○	○	
	笠 岡 市	H22. 4	○	○	
	井 原 市	H27. 6	○	○	
	総 社 市	H29. 1	○	○	
	瀬 戸 内 市	H30. 1	○	○	
	赤 磐 市	H29. 4	○	○	
	真 庭 市	H23. 7	○	○	
	浅 口 市	H23. 4	○	○	
	計 (10市)			10	10
消費生活センター未設置	窓口 に 相談員 を 配置	備 前 市	—	○	○
		早 島 町	—	○	○
		矢 掛 町	—	○	—
		計 (3市町)		3	2
	相談員 による 定期相 談を実 施	玉 野 市	月2回	県兼務	○
		新 見 市	月1回	○	○
		美 作 市	月1回	県兼務	—
		勝 央 町	月1回	県兼務	○
		吉備中央町	月2回	○	—
	計 (5市町)		2	3	
その他	(9市町村) 高梁市、和気町、里庄町、新庄村、鏡野町、奈義町、西栗倉村、久米南町、美咲町	—	—	高梁市、里庄町 鏡野町、美咲町 (4市町)	
合 計		10市	15市町	19市町	

※ PIO-NET(パイオネット):国民生活センターと全国の消費生活センター等をネットワークで結び、消費者から消費生活センター等に寄せられる消費生活に関する苦情等の相談情報の収集を行うシステム。

全国の高等学校等における「社会への扉」等を活用した授業の実施(2020年度【令和2年度】末時点)

学校種別	国公立	私立	特支	高専	合計
01 北海道	100%	70%	85%	75%	93%
02 青森県	94%	59%	100%	100%	89%
03 岩手県	100%	69%	94%	0%	94%
04 宮城県	84%	45%	59%	100%	73%
05 秋田県	93%	100%	94%	0%	92%
06 山形県	92%	93%	80%	100%	90%
07 福島県	85%	61%	83%	100%	82%
08 茨城県	100%	82%	95%	0%	95%
09 栃木県	91%	95%	100%	0%	92%
10 群馬県	100%	54%	45%	100%	84%
11 埼玉県	92%	20%	38%	－	69%
12 千葉県	98%	75%	88%	100%	91%
13 東京都	94%	45%	94%	50%	70%
14 神奈川県	75%	60%	76%	－	71%
15 新潟県	100%	95%	90%	100%	97%
16 富山県	97%	80%	8%	100%	77%
17 石川県	100%	100%	100%	100%	100%
18 福井県	100%	100%	73%	100%	93%
19 山梨県	92%	82%	100%	－	91%
20 長野県	96%	58%	89%	100%	88%
21 岐阜県	88%	65%	74%	100%	81%
22 静岡県	95%	91%	88%	0%	92%
23 愛知県	98%	93%	93%	100%	97%
24 三重県	100%	58%	74%	0%	85%
25 滋賀県	98%	92%	71%	－	92%
26 京都府	100%	81%	84%	0%	90%
27 大阪府	97%	78%	81%	100%	89%
28 兵庫県	84%	49%	69%	50%	74%
29 奈良県	90%	59%	40%	100%	75%
30 和歌山県	100%	90%	92%	100%	97%
31 鳥取県	96%	88%	89%	100%	93%
32 島根県	100%	50%	92%	100%	90%
33 岡山県	100%	88%	88%	0%	95%
34 広島県	99%	61%	90%	100%	90%
35 山口県	100%	100%	85%	67%	97%
36 徳島県	100%	100%	100%	100%	100%
37 香川県	93%	100%	78%	100%	92%
38 愛媛県	100%	82%	91%	50%	94%
39 高知県	94%	100%	79%	100%	92%
40 福岡県	100%	48%	78%	67%	82%
41 佐賀県	94%	67%	89%	－	88%
42 長崎県	98%	61%	63%	100%	85%
43 熊本県	92%	63%	90%	50%	84%
44 大分県	100%	73%	88%	100%	92%
45 宮崎県	78%	40%	67%	0%	66%
46 鹿児島県	100%	45%	93%	100%	88%
47 沖縄県	97%	75%	95%	100%	95%
合計	95%	65%	81%	69%	86%

令和3年度岡山県消費生活センター

教員向け消費者教育講座

県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教員等対象

令和4年4月1日からの成年年齢引下げを見据え、増加が懸念される若者の消費者問題を基に、消費者トラブルに遭わないよう自ら考えて行動することのできる若者を育成する消費者教育について考えます。

1. 日時

令和3年8月5日（木）13:30～16:00

2. 講師

岡山県消費生活センター 消費者教育コーディネーター 矢吹 香月 （博士（法学））

3. 内容

成年年齢引下げにより、想定される若者の消費者被害について、具体的な事例を交えながら問題点を解説します。

また、当センターが作成した、授業や自宅学習で使える消費者教育動画を紹介し、実用的な消費者教育教材について考えます。

(1) 狙われる18歳 ～成年年齢と消費生活～

(2) 消費者教育動画の紹介

・消費者問題ってなあ～に？

（小学校高学年～中学生向け）

・インターネットショッピングについて知ろう

（中学生～若者向け）

・契約についての基礎知識と実践的知識

（中学生～若者向け）

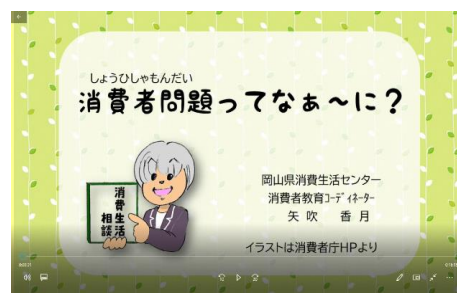
① ちょっと待って！ その買い物本当に大丈夫？

② 楽しいインターネットショッピングのはずが・・・

③ その個人情報、本当に教えて大丈夫？

4. 会場

きらめきプラザ4階 401会議室 岡山市北区南方2-13-1



※ JR岡山駅から徒歩15分程度

申込

7月26日（月）までに、申込用紙（別紙）を岡山県消費生活センターにFAX、またはメールで送付してください。

FAX 086(227)3715 E-mail syohi@pref.okayama.lg.jp

申込用紙は、消費生活センターHPからダウンロードできます。

定員50名。 参加費無料。

問い合わせ

岡山県消費生活センター ☎ 086(226)1019

感染症感染拡大防止のため、マスクの着用・手指消毒にご協力をお願いします。

駐車場に限りがあるので、出来るだけ公共交通機関をご利用ください。

令和3年4月9日

課名	岡山県消費生活センター
担当	秋山・近藤
内線	4625
直通	086-226-1019

お知らせ

大学生が作成した消費者教育動画を配信します

岡山県消費生活センターでは、岡山県聴覚障害者センターの協力により、学校での授業や自宅学習に使用できる動画シリーズ「動画で学ぶ消費生活」について、新たに3作品の動画配信を開始します。

今回公開する動画は、県内の大学生が教材の原案を作成し、生徒により身近な内容となっています。

中学・高校生に多いトラブル事例を取り上げ、契約の知識やインターネット情報を正しく活用することの大切さなどを学ぶことにより、若者の消費者被害を防止することを目的としており、特に障害のある生徒が自立した豊かな社会生活を送ることができるよう、障害の特性に配慮した教材となっています。

記

1 動画の内容

	タイトル	内容 (中学生～若者向け)	動画 時間	原案作成
1	ちょっと待って！ その買いもの本当に大丈夫？	契約の基礎知識	7分10秒	川崎医療福祉大学 医療福祉マネジメント 学部医療秘書学科 田村ゼミ
2	楽しいインターネットショッピング のほがが・・・	契約をする際に確認しなければいけない注意点	8分6秒	
3	その個人情報、本当に教えて大丈夫？	インターネット情報を正しく活用することの大切さ	7分32秒	岡山理科大学 教育学部中等教育学科 札埜（ふだの）ゼミ

2 動画公開日

令和3年4月11日（日） 午前9時

3 URL等

岡山県消費生活センターのホームページ「動画で学ぼう！消費生活」サイト

<https://www.pref.okayama.jp/site/syohi/711503.html>

上記URLから晴れの国おかやまチャンネル(YouTube)にリンクしています。

(裏面に続く)

4 その他

(1) 特徴

- ①動画は、字幕をつける等障害がある方も学習しやすいように配慮。
- ②大学生が動画制作に参加することにより、若者に親しみやすい内容に。
- ③大学生自身の消費者市民社会意識の醸成や障害者とのコミュニケーション能力の向上。

(2) 動画シリーズ「動画で学ぶ 消費生活」のこれまでの作品

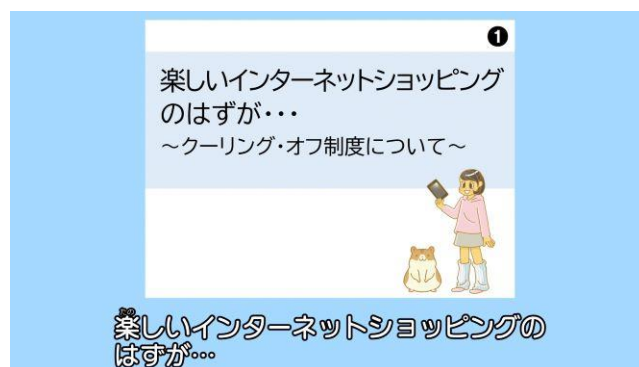
- ①消費者問題ってなあ～に？（小学生高学年～中学生向け）
- ②インターネットショッピングについて知ろう（中学生～若者向け）

【消費者教育動画の一部】

- 「ちょっと待って！その買いもの 本当に大丈夫？」



- 「楽しいインターネットショッピングのはずが・・・」



- 「その個人情報、本当に教えて大丈夫？」



地域における見守りネットワークの構築について

○消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）について

高齢者等の消費者被害防止や被害の早期発見のために、地域の福祉関係者、事業者、警察等が連携して、必要な情報交換、見守り活動等を行う組織（消費者安全法に規定）

○協議会の概要

協議会の役割 … 構成員間での必要な情報交換、協議

構成員の役割 … 消費生活上特に配慮を要する消費者と適当な接触を保ち、その状況を見守り、必要な取組を実施

構成員 … ・地方公共団体の機関（消費生活センター等）

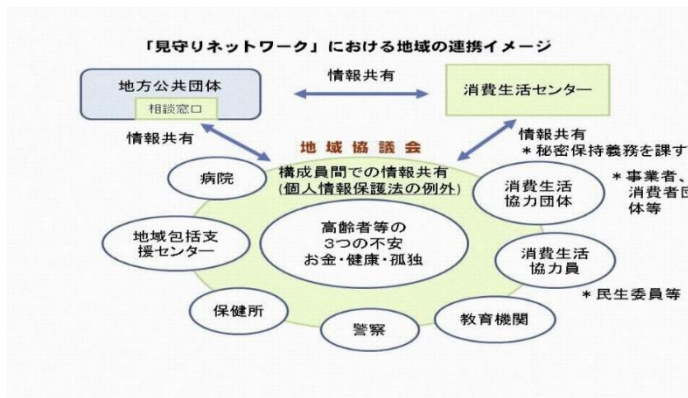
・医療・福祉関係（病院、地域包括支援センター民生委員・児童委員等）

・警察・司法関係（法テラス、弁護士、司法書士等）

・教育関係（教育委員会等）

・事業者関係（商店街、コンビニ、生協、農協、宅配事業者、金融機関等）

・消費者団体、町内会等の地縁団体、ボランティア



○協議会設置のメリット

- ・地域の関係機関の連携強化が図られ、地域の様々な問題解決がスムーズになる。
- ・見守り活動に必要な情報を協議会の構成員で効果的に共有することができる。
※個人情報を含め共有を図るための法的根拠ができる。（消費者安全法第11条の4）
- ・見守りのネットワークが安定的なものとなり、活動を効果的に継続しやすくなる。
- ・住民のつながりが強い地域としてアピールでき、悪質業者に対する抑止につながる。

○県内の協議会設置状況

地 区	設置時期	設 置 形 態
岡山市 (五城学区)	H28. 9. 16	小学校区・地区単位で、各種地域団体が連携して安全で安心な地域づくりを推進する「安全・安心ネットワーク（高齢者福祉関係を含む）」の枠組みをそのまま生かして設立
浅口市 (全 域)	H29. 5. 30	既設の高齢者虐待等防止協議会を消費者安全確保地域協議会に位置付ける形で設立
井原市 (全 域)	R2. 4. 1	既設の高齢者権利擁護推進会議を消費者安全確保地域協議会に位置付ける形で設立
笠岡市 (全 域)	R2. 11. 1	既設の地域ケア会議（介護保険関係）を消費者安全確保地域協議会に位置付ける形で設立

※全国の協議会設置状況：343 協議会（R3(2021)年6月末現在）

○今後の設置見込み

- ・設置に向けて検討中（4市町） *R3アンケート調査の結果等による。

○設置に向けた県のサポート

- ・研修会の開催や担当職員が地域に出向いてネットワークづくりをサポートする。
- ・地域の関係者の見守り力アップのための出前講座を開催する。
- ・地域で見守り訪問活動を試行的に行うモデル事業を実施する。

「見守り力アップ講座」を開催しませんか？

受講料
無料

・・・高齢者の消費者被害を防ぐために地域で開催を！・・・

地域の見守り活動の役割のひとつに消費者被害の未然防止や早期発見があります。多発する悪質で巧妙な高齢者等への消費者被害を防ぐためには、地域で見守り活動を進めている皆さんや高齢者等に日常的に接している皆さんが、必要な情報や知識を身に付けることが求められています。そのため、高齢者等の見守り力を向上させるために下記のとおり開催します。この講座は、最新の消費者被害に関する情報や見守り活動のポイント、困った時の対処方法などを中心に学ぶものです。普段の活動や仕事で高齢者等に接している地域の団体や福祉関係の団体の皆さんに積極的に応募いただき、みんなで「見守り力」を高めましょう。また、市町村におかれましては、見守りネットワークづくりの研修の一つとしてご活用ください。

地域の見守り活動が

高齢者等の消費者被害をくい止めます！

講座の内容

※1会場 20名～30名程度で開催できます（状況に応じて対応します）
※講座時間は、1時間から2時間程度（状況に応じた設定ができます）

最新の消費者被害の情報



見守る側の気づきと対処法

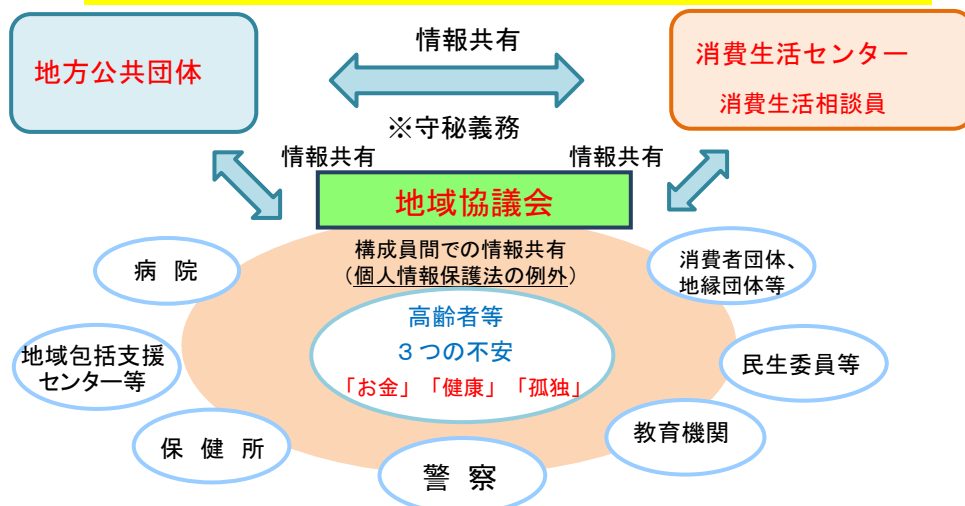


高齢者等への声掛けと気配り



見守り活動のすすめ方など

見守りネットワークにおける地域の連携イメージ



「見守り力アップ講座」

応募方法

応募要件

- ・一講座当たりの参加者は、20名～30名程度で開催できます。
- ・講座時間は、1時間から2時間の間で、状況に応じた設定ができます。
- ・下記申込書に、開催希望日や会場名など、必要事項を記載して「消費者ネットおかやま」まで、ご一報ください。 ※下記の電話、ファックス、E-mail
- ・折り返し、こちらから連絡させていただき、詳細等について、調整させていただきます。

※応募にあたり、ご不明な点がございましたら、下記までお尋ねください。

〔講座開催申込書〕

申込日： 20 年 月 日 ()		
開催日	第一希望 年 月 日 () : ~ : 開催時間は講座自体の開始から終了までの時間をご記入ください。	第二希望 年 月 日 () : ~ :
場所	会場名； 住所；	会場名； 住所；
申込団体		参加予定数 名
担当者名	部署 お名前	連絡先 ☎ FAX E-mail

お寄せいただく個人情報は、この講座の目的以外へ使用することはありません。

受講者へのお願いと受講後のフォローについて

- ◎受講者の皆さんの中で、見守り活動に関する情報提供を希望する方には、その後の活動を支援するため、消費者ネットおかやまから情報提供をさせていただく予定です。
- ◎受講者の皆さんには、地域での見守り活動への積極的な取り組みを期待しており、見守り活動に関するアンケートに講座会場で記入いただく予定です。
- ◎見守り活動上のご相談等は、下記、消費者ネットおかやまでお寄せください。

応募・お問合せ・ご相談

受託団体

内閣総理大臣認定・適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま
岡山市北区奉還町一丁目 7-7

TEL(086)230-1316

FAX (086)230-6880

E-mail npo-syohinet-okayama@sunny.ocn.ne.jp

ホームページ <http://okayama-con.net/>

こちらまで
どうぞ



特殊詐欺・悪質商法被害防止に向けた広報・啓発

1 令和3(2021)年度事業計画案

- ・令和2(2020)年中、特殊詐欺の被害件数は102件、被害額は約5億2千万円であり、前年と比べ、被害件数は同じものの、被害額が2.4倍と大幅に増加し、予断を許さない状況である。
- ・被害者の多くが高齢者であること、また、成年年齢の引き下げが来年度(令和4年(2022)4月)に迫り、今後、若年者の被害増加が懸念されることから、地域における見守りネットワークの構築や、WEB動画広告などの各種広報媒体を活用し、引き続き、それぞれの世代を対象にした啓発に努める。

2 令和2(2020)年度事業実績

- ・身近な消費生活相談窓口を案内する消費者ホットライン(188)を周知する啓発CMを放映したほか、各種媒体による広報啓発を行った。

広報媒体等	内 容	実施期間
WEB動画広告	YouTube、Instagram、Facebook	6/12～7/31
テレビCMの放映	民放5社、197本	10/11～10/20、12/11～12/20、2/11～2/20
ケーブルテレビCM放映	県内ケーブルテレビ13局	10/1～10/31
ラジオCM放送	RSKラジオ 20本	10/11～10/20
新聞広告	特殊詐欺被害防止、若年者向け消費者被害防止	12/11、2/29
広報誌等への広告掲載	タウン情報おかやま、プラザ岡山	3月

【テレビCM】



【新聞広告】



令和3年度 消費者被害防止広報啓発事業について

県年間計画

	主な行事	県	県消費生活センター
5月	消費者月間		第1回消費生活講座（5/21） 『骨の中のミクロの世界から考える健康の秘訣』 →中止 （きらめきプラザ301会議室）
9月			第2回消費生活講座（9/17） 『知っていますか？黄ニラの魅力 ～おかやまブランド野菜は、ぼっけえで～』 （きらめきプラザ301会議室）
10月	安全安心まちづくり旬間 （11～20日）	WEB動画広告配信（～2月）	
11月			第3回消費生活講座（11/19） 『人生100年時代のライフプラン』 （きらめきプラザ301会議室）
12月		県立図書館における連携展示 新聞広告	
1月			第4回消費生活講座（1/21） 『見守る大人も知っておきたい若者トラブル対処法』 （きらめきプラザ301会議室）
2月		若年者向け啓発（誌面広告）	
	随 時	県広報（ラジオ、広報紙等）	消費者啓発セミナー ・センター職員、ボランティア講師による無料講座 くらしの1日教室 ・消費生活センターの見学、講座 ・啓発リーフレット、チラシの配布

電話でお金の話になったら、 お待ちなすって!!

特殊詐欺被害防止の4ヶ条



振り込むな♪

ATMでの振り込みには
応じない



送るな♪

「宅配便で現金送れ」は
すべて詐欺



渡すな♪

キャッシュカードは
絶対に渡さない



教えるな♪

暗証番号は
誰にも教えない

電話で「お金」の話になったら、いったん切りましょう! ①⑧⑧へ相談 詐欺は①⑧⑧

高齢者を見守る、周囲の人も覚えてください。



局番
なしで

消費者ホットライン

☎ 188

☎ 最寄りの警察署 または #9110

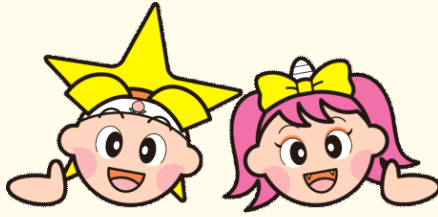
岡山県

令和3年度 多重債務無料法律相談会

開催のお知らせです

借金の問題は必ず解決できます！

勇気をだして
相談を



ひとりで悩まず
相談を

開催日	受付時間・会場
令和3年 5月22日(土)	【受付】 11:00~15:00 (12:00~13:00を除く。) 【会場】 岡山県消費生活センター 岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ5階 ※ 無料駐車場有り
令和3年 9月26日(日)	
令和3年 12月19日(日)	
令和4年 3月12日(土)	

- 主催は 岡山県・岡山弁護士会・岡山県司法書士会 です。
- 頼りになる 弁護士または司法書士 が無料で法律相談を行います。
- 秘密は厳守されます。

【お問い合わせ】

岡山県県民生活部くらし安全安心課

(電話番号) 086-226-7346

平日の8:30~17:15 (12:00~13:00を除く。)

- このほかにも各団体が無料で法律相談を行っています。



相談が解決への第一歩！
必ず解決できます！

令和3年度食品表示講習会

参加無料

平成29年9月から新たな原材料の産地表示の制度がスタートし、令和4年3月31日で経過措置期間が終了します。

岡山県では、事業者の皆さんに複雑な**食品表示のルールをご理解いただいたい、食品表示の確認・切り替えをサポートするための講習会**を開催します。

講習概要

①入門コース

日時 令和3年10月13日(水)13時～16時(受付開始12時40分)

会場 ピュアリティまきび2階「孔雀」(岡山市北区下石井2-6-41)

内容 食品表示制度の概要、食品表示基準の読み方など

②演習コース

日時 令和3年10月18日(月)13時～16時(受付開始12時40分)

会場 ピュアリティまきび2階「孔雀」(岡山市北区下石井2-6-41)

内容 入門コースの内容を簡素にしたものに食品一括表示の作成演習を追加(筆記用具と電卓を持参すること)

※入門コース、演習コースのどちらか一方のみを受講してください。内容はほぼ同じです。

対象者

- ・加工食品の製造・販売等を行う岡山県内の食品関連事業者とその従業員の方
- ・その他食品表示の業務に携わる方

定員

各コース50名(先着順)

参加料

無料

申込方法

裏面参加申込書でお申し込みください。

講師

(株)わきあいあい 代表取締役 立原 隆義 氏

主催:岡山県

【申込先】

FAX 086-225-9151

E-mail kurashi-syohi@pref.okayama.lg.jp

岡山県くらし安全安心課 消費生活班

申し込みは、
FAXまたはE
メールで！

○申込期限

コース名	締め切り(必着)
入門コース<10月13日(水)>	9月21日(火)
演習コース<10月18日(月)>	9月21日(火)

令和3年度食品表示講習会参加申込書

●参加者

事業者名		電話番号	
所在地	〒	FAX番号	
業種・取扱商品		E-mail	
参加者	職名	氏名	希望コース(○印をつけてください)
			①入門コース ②演習コース
			①入門コース ②演習コース

※定員の都合により、申込は1事業所につき2名以内でお願いします。

●質問(ご質問があれば、記入してください。)

--

※当日質問は、その場で回答できない場合があります。

※個別の商品に関する相談・質問には回答できない場合があります。

●注意事項

・定員到達のためご参加いただけない場合は連絡します。連絡がない場合は、ご参加いただけません。

・新型コロナウイルス感染拡大や台風接近による悪天候などにより、開催を中止する場合は、開催日の前日までに、くらし安全安心課のホームページにその旨を掲載します。

・駐車場には限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用の上、お越してください。

・演習コースにご参加の方は、筆記用具と電卓を持参してください。

●お問い合わせ先

岡山県県民生活部くらし安全安心課 消費生活班
〒700-8570 岡山市北区内山下2丁目4番6号
TEL(086)226-7346 FAX(086)225-9151
E-mail: kurashi-shohi@pref.okayama.lg.jp

おか やま けん

岡山県

がい こく じん そう だん

外国人相談

センター

Okayama International Support Center

Free & Confidential

むりよう ひみつげんしゅ
無料・秘密厳守



しごと けっこん
仕事、結婚、
こ ぎょういく
子どもの教育など
せいかつ こま
生活での困りごとについて
かくしゅそうだん
各種相談ができます。

We offer support services for common life problems such as work, marriage, children's education, and others.

そうだんほうほう
相談方法 Contact us at



でんわ
電話 Telephone

086-256-6052

げつようび とうりつ
月曜日～土曜日 9:00～17:00
Monday-Saturday 9:00-17:00



メール E-mail

support@opief.or.jp



そうだん
相談フォーム Online Request Form

http://www.opief.or.jp/consulting/



にほんご えいご へんしん げんご
フォームは日本語と英語のみ、返信は10言語で
たいおう
対応します。

This form is available only in Japanese and English.
We provide responses in 10 different languages.



たいめん めんだん
対面での面談 In-person consultation

おかやまこくさいこうりゅう
岡山国際交流センター 1F 相談コーナー
1st floor of Okayama International Center

げつようび とうりつ
月曜日～土曜日 9:00～17:00
Monday-Saturday 9:00-17:00

そうだん げんご
相談できる言語 Supported languages

しゃ でんわ つうわ
3者電話やビデオ通話でオペレーターが
つうやく
通訳します。

The operator will interpret the phone conversation by three-way calls or video calls.

- English 英語
- 中文 中国語
- 한국어 韓国語
- Tiếng Việt ベトナム語
- ภาษาไทย タイ語
- Português ポルトガル語
- Tagalog タガログ語
- Bahasa Indonesia インドネシア語
- other ほか

岡山国際交流センター Okayama International Center

岡山駅西口パーキング Okayama Station West Gate Parking

OPIEF

セブンイレブン 7-Eleven

ANAクラウンプラザホテル ANA Crowne Plaza Hotel

西口 West Gate
JR岡山駅 JR Okayama Sta.
東口 East Gate

ビックカメラ Bic Camera

岡山タカシマヤ Okayama Takashimaya
ドン・キホーテ Don Quijote

イオンモール岡山 AEON MALL Okayama

と あ にほんご えいご
お問い合わせ (日本語/英語) Information (Japanese / English)



いっばんざいだんほうじん おかやまけんこくさいこうりゅうきょうかい きかくじょうほうか
一般財団法人 岡山県国際交流協会 企画情報課
Okayama Prefectural International Exchange Foundation (OPIEF)

TEL: 086-256-2914 FAX: 086-256-2489

おかやまし きたく ほうかんちょう
ところ: 岡山市北区奉還町2-2-1 2-2-1 Hokancho, Kita-ku, Okayama City

げつようび とうりつ にちようび ねんまつねんし のぞ
月曜日～土曜日 9:00～17:00 (日曜日、年末年始を除く)
Monday to Saturday 9:00-17:00 (except Sunday and Dec. 29-Jan. 3)

OPIEF 
http://www.opief.or.jp



その他の言語

Other Languages



中文 中国語

冈山县外国人咨询中心

免费・保守秘密

为在工作、婚姻、小孩教育等问题上碰到困难时提供生活咨询。

联系我们

电话：086-256-6052
营业时间：周一至周六9:00-17:00

邮箱：support@opief.or.jp

网上咨询：
<http://www.opief.or.jp/consulting/> (日语/日英语)

面谈：冈山国际交流中心1楼

한국어 韓国語

오카야마현 외국인 상담센터

무료, 비밀엄수.

직장, 결혼, 자녀 교육과 관련된 문제와 채류자격, 법률문제등의 상담을 해드립니다.

연락처

전화：086-256-6052
시간：월요일 - 토요일 9:00-17:00

이메일：support@opief.or.jp

Web 상담 양식：
<http://www.opief.or.jp/consulting/> (일본어 / 영어)

면담：오카야마국제교류센터1층

TIẾNG VIỆT 베트남語

Trung Tâm tư vấn hỗ trợ cho người ngoại quốc tỉnh Okayama

Miễn phí. Bí mật tuyệt đối.

Chúng tôi tư vấn cho các vấn đề liên quan đến công việc, hôn nhân hoặc giáo dục trẻ em.

Liên lạc với chúng tôi tại

Điện thoại：086-256-6052
Thời gian：Thứ Hai-Thứ Bảy, 9:00-17:00

Hòm thư điện tử：support@opief.or.jp

Mẫu đơn tư vấn từ trang chủ：
<http://www.opief.or.jp/consulting/> (Tiếng Nhật / Tiếng Anh)

Tư vấn trực tiếp：
Tầng 1, Trung tâm giao lưu Quốc tế tỉnh Okayama.

PORTUGUÊS 葡萄牙語

Centro de consultas internacionais de Okayama

Serviço gratuito. Sigilo absoluto.

Oferecemos auxílio sobre assuntos da vida cotidiana como trabalho, casamento, escola, etc.

Contacte-nos

Telefone: 086-256-6052
Horário: segunda a sábado, das 9:00 h às 17:00 h

E-mail: support@opief.or.jp

Consulta pela página da web:
<http://www.opief.or.jp/consulting/> (Japanese/English)

Consulta por entrevista:
1º andar, Centro Internacional De Okayama

TAGALOG 塔加ログ語

Okayama International Support Center

Libre. Kompidensyal.

Nag-aalok kami ng suporta para sa trabaho, kasal, o mga kaugnay na problema sa paaralan etc.

Makipag-ugnay sa amin sa

Telepono: 086-256-6052
Oras: Lunes-Sabado, 9:00-17:00.

E-mail: support@opief.or.jp

HP Request Form:
<http://www.opief.or.jp/consulting/> (Japanese/Ingles)

In-person consultation:
1st floor, Okayama International Center

BAHASA INDONESIA 印度尼西亚語

Pusat Konsultasi Internasional Okayama

Gratis. Rahasia Terjaga.

Kami menawarkan konsultasi untuk masalah yang terkait dengan pekerjaan, pernikahan, sekolah, etc.

Hubungi kami di

Telepon: 086-256-6052
Waktu: Senin-Sabtu, 9:00-17:00

E-mail: support@opief.or.jp

Dari formulir konsultasi website:
<http://www.opief.or.jp/consulting/> (Jepang / Inggris)

Wawancara:
Lantai 1, Okayama International Center

ภาษาไทย 泰語

ศูนย์ให้คำปรึกษาสำหรับชาวต่างชาติในจังหวัดโอคายาม่า

ไม่เสียค่าบริการและเรื่องที่ท่านปรึกษาจะถูกเก็บรักษาเป็นความลับ

เราให้คำปรึกษาปัญหาต่างๆในการใช้ชีวิต เช่น การทำงาน การแต่งงาน หรือการศึกษาของบุตร

ติดต่อเรา

เบอร์โทรศัพท์: 086-256-6052
วันเวลาทำการ: จันทร์ - เสาร์ เวลา 9:00 น.-17:00 น.

อีเมล: support@opief.or.jp

ปรึกษาผ่านแบบฟอร์มในเว็บไซต์: <http://www.opief.or.jp/consulting/>
(ภาษาญี่ปุ่น / ภาษาอังกฤษ)

ปรึกษาที่ศูนย์ให้คำปรึกษา:
แผนกให้คำปรึกษาและข้อมูล ชั้น1 ศูนย์แลกเปลี่ยนนานาชาติโอคายาม่า (Okayama International Center)

3者通話（トリオフォン）を利用した多言語での相談対応

行政機関の窓口



①

市役所や年金事務所などの公的機関の窓口で日本語でのコミュニケーションが難しい外国人住民が相談に来たとき、岡山県外国人相談センターに電話します。

※通話中はスピーカーフォンに設定するか、受話器を交換しながら相談対応をしてください。

相談専用ダイヤル：086-256-6052

対応時間：月～土曜日 9:00～17:00

(12月29日～1月3日をのぞく)

対応言語：英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、ネパール語、スペイン語など19言語

費用：無料

岡山県外国人相談センター



②

3者間通話ができるトリオフォンで通訳オペレーターに電話を繋ぎます



委託業者通訳オペレーター



お問い合わせ：(一財)岡山県国際交流協会 企画情報課

岡山市北区奉還町2-2-1

岡山国際交流センター内

TEL：086-256-2914

令和3年度消費者支援功労者表彰について

消費者庁では、消費者支援活動に功績のあった者に対し、その功績をたたえて表彰しています。

令和3年度の受賞者は、次のとおりです。

記

1 内閣総理大臣表彰（5件）

極めて顕著な功績があったと認められる個人3件、団体2件

本県からは、**岡山大学法友会**が受賞されました。

2 内閣府特命担当大臣表彰（13件）

特に顕著な功績があったと認められる個人10件、団体3件

3 ベスト消費者サポーター一章（34件）

顕著な功績があったと認められる個人29件、団体5件

本県からは、**内田かをる**（岡山県消費生活センター消費生活相談員）が受章されました。

【被表彰者のご紹介】

内閣総理大臣表彰

<p>岡山大学法友会 <small>ほうゆうかい</small></p>	<ul style="list-style-type: none">・岡山大学法学部の公認学生サークルとして、地域の学校に出向いて中学生や高校生に対する授業を実施し、若者の消費者被害の防止と啓発に向けた消費者教育を積極的に展開。・岡山弁護士会と岡山大学法学部が共催するジュニア・ロースクール岡山にチューター又は授業実施者として参加し、中学生や高校生に法的な考え方を学んでもらう活動を実施。
--	---

ベスト消費者サポーター一章

<p>内田 かをる (岡山県消費生活センター消費生活相談員)</p>	<ul style="list-style-type: none">・消費生活相談員として、15年間にわたって、消費者生活問題の幅広い知識・技能等を習得し、解決に必要な法律知識や解決手法の研さんに努め、相談業務においては、消費者の立場から問題解決に向け積極的にあっせんに取り組み、情報や交渉力等で事業者と構造的格差のある消費者を支援。・企業や大学での講義を通じて、消費者に求められる知識の普及に努め、消費者被害の未然防止や「自立した消費者」の啓発育成に尽力。
--	--